

貨物軽自動車レンタルリース約款

総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この約款と個別に交わす契約書の定めるところにより、当社または当社提携先が所有する軽貨物自動車（以下、貸与される軽貨物自動車を「レンタルリース自動車」という。）を借受人（軽貨物自動車運送事業者をいう。以下同じ。）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款および契約書に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2. 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

(レンタルリース契約の締結)

第2条 当社は、貸渡しできるレンタルリース自動車がない場合を除き、借受人の申込みにより、第1章～第3章に定めるサービスを提供するため貸渡契約を締結します。なお、当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し所定の書類の提示を求め、提示された書類の写しを頂きます。

2. 貸渡契約の申込みは、借受条件を書面に明示して行うものとします。

3. 当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受けます。

第1章 お手軽レンタルリースサービス

(目的)

第3条 「お手軽レンタルリースサービス」とは、借受人の車両調達費用を抑えたいというニーズに応えるために必要最低限で提供されるサービスをいいます。

(サービス範囲)

第4条 前条に定めるサービスは下記の範囲に限られます。

- ・レンタルリース自動車の貸渡
 - ・車検
 - ・当該レンタルリース自動車に係る自動車税および車検や車検に伴い実施する点検に係る実費（車検に係る費用のうち、修理・交換部品費を除いた部分）の支払い。
2. 使用者名義変更手続き（以下、「名義変更」という）の費用を別途いただきます。

第2章 おまかせレンタルリースサービス

(目的)

第5条 「おまかせレンタルリースサービス」とは、当該レンタルリース自動車の整備管理を当社に一

任したいというニーズに応えるために提供されるサービスをいいます。

(サービス範囲)

第6条 前条に定めるサービスは下記の範囲に限られます。

- ・ レンタルリース自動車の貸渡
- ・ 車検
- ・ 定期オイル交換
- ・ タイヤ交換、消耗品交換
- ・ 不調時の点検、修理
- ・ 当該レンタルリース自動車に係る自動車税および上記に係る費用の支払い。

2. 使用者名義変更手続き（以下、「名義変更」という）の費用を別途いただきます。

第3章 緊急出張レンタルリース

(目的)

第7条 令和6年3月29日国自貨第863号通達「貨物軽自動車運送事業の用に供する事業用自動車の共同使用について」に基づき、借受人の車両が点検・修理により使用できない間に限り、当社のレンタルリース自動車を提供するサービスをいいます。

(サービス範囲)

第8条 前条に定めるサービスは下記の範囲に限られます。

- ・ レンタルリース自動車の出張貸渡 ▲出張費は別途料金をいただきます
- ・ 故障時のレッカー手配・整備工場へ陸送（任意） ■レッカー搬送に係る費用は別途料金をいただきます。

第4章 共通事項

(レンタルリース期間)

第9条 レンタルリース期間は次のように定めます。

- ・ お手軽レンタルリース 一月単位
- ・ おまかせレンタルリース 一月単位
- ・ 緊急出張レンタルリース 1日～10日

(貸渡し・返却時の確認)

第10条 レンタルリース自動車の引き渡し時は、当社と借受人の立ち合いの下で現物確認を行います。

(義務)

第11条 借受人はレンタルリース自動車の管理のため次の事項を実施する特別の義務を負います。

- ・ 乗務前に日常点検を行うこと
- ・ 当社規定の走行距離に応じてエンジンオイル、エレメントの交換

(解約)

第12条 解約はレンタルリース期間中いつでも申し入れることができます。ただし期間満了日までの料金の日割り・返金はいりません。

(リース契約締結の拒絶等)

第13条 借受人またはレンタルリース自動車の運転者が次の各号のいずれかに該当するとき、当社は、申し込みを受けたリース契約の締結を拒絶することができます。

- (1)当社が求めたにもかかわらず、必要書類の提出に同意しないとき。
- (2)暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

2. 借受人またはレンタルリース自動車の運転者が次の各号のいずれかに該当するとき、当社は、レンタルリース自動車の引渡しを拒絶することができるものとします。

- (1)レンタルリース契約引渡時の運転者が借受人と異なる第三者であるとき
- (2)当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、または合理的範囲を超える負担を要求したとき

3. 借受人またはレンタルリース自動車の運転者が次の各号のいずれかに該当するとき、当社は、借受人との間に締結された契約を解除するものとします。

- (1)当該レンタルリース自動車を運転していた者が、悪質違反（救護義務違反（ひき逃げ）、酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転等をいい、これらに限定されない）を生じたとき
- (2)借受人が第三者に転貸借させていたとき
- (3)風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、または業務を妨害したとき。

4. 前3項の場合において借受人との間に既に申込みが成立していたときは、申込みの取消しがあったものとして取り扱います。レンタルリース自動車の引渡し前に借受人からリース料金の支払があったときは、受領済のリース料金を借受人に返還するものとします。

(盗難)

第14条 借受人は、貸渡期間中に当該車両の盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1)直ちに最寄りの警察に通報すること
- (2)直ちに被害状況等を当社に報告すること
- (3)盗難に関し当社及び当社が要求する書類等を遅滞なく提出すること

(故障時の措置等)

第15条 借受人は、貸渡期間中に当該車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

(賠償の予定)

第16条 借受人は、借受したレンタルリース自動車を借受中、事故等により修理に著しい費用の発生・盗難・廃車等が生じ当社に損害を与えた場合には、当該レンタルリース自動車と同程度の自動車を調

達する費用の対当額を賠償としてお支払いをいただくものとします。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

2. 汚損・臭気等により当社がそのレンタルリース自動車を原状回復させるにあたって特別の費用が発生した場合は、料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。

(個人情報の取扱い)

第 17 条 当社が借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次の通りです。

- ・当社が、借受人に対し、軽バンレンタルリースサービスを遂行するため
- ・借受人の本人確認、審査を行うため
- ・当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人にアンケート調査を実施するため。

2. 当サービスを遂行するため、整備工場等当社提携先に対し、提供役務に必要な合理的範囲で借受人の情報提供を行います。

附則 この約款は令和 7 年 3 月 1 日から施行します。